

コード	名称	区分	コード	名称
事業名	181-2 男女共同参画推進女性法律相談事業	会計	01	一般会計
		款	02	総務費
		項	01	総務管理費
基本 施策	41 あらゆる場に男女がともに参画する社会をつくる	目	19	男女共同参画費
		細目	152	男女共同参画推進経費
行革大綱の重点事項番号	1	細々目	51	男女共同参画推進事務経費
担当部課	コード 100900 名称 人権政策・男女共同参画課人権政策・男女共同参画課	担当者 氏名	河野 慶子	連絡先 22 - 9632 (内線) 2180

事務事業の概要(Plan)

対象(誰を、何を)	法律的な相談を要する人	※対象件数
成果(どうする)	専門的かつ正しい助言を得ることができる。	
根拠法令・要綱等	男女共同参画社会基本法	
開始年度	平成 年度	関連事業
終了年度	平成 年度	
H21 事業 内容	女性の弁護士による法律相談(予約制)	
社会情勢 の変化等		

整備内容(「施設の建設」「整備事業」のみ記入)

1 建設用地	
2 建設面積 (延床面積)	
3 規模・構造	
4 総事業費	千円

運営体制(「施設の建設」「施設の管理・運営」のみ記入)

1 運営主体	
委託先	
2 配置人員	人
3 年間運営費	千円
4 市内の 類似施設	

事務事業実施にかかる業績とコスト(Do)

活動 指標	指標名	単位	実績値		目標値	
			H20	H21	H22	H23
相談回数		回	目標	6	目標	6
			実績	6	実績	6
			目標		目標	
			実績		実績	

成果 指標	指標名	指標設定の考え方	単位	実績値		目標値	
				H20	H21	H22	H23
相談者数		夫婦・親子・離婚など法律に関する問題で悩みがある方の相談を受ける	人	目標	24	目標	24
				実績	21	実績	17
				目標		目標	
				実績		実績	

投入 コスト	H20 決算	H21 決算	H22 当初予算	H23 当初要求	
					(千円)
直接事業費計(A)	332	333	332	332	
Aの 財源 内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	地方債				
	その他	0	0		
	一般財源	332	333	332	332
事業投入人件費(B)	0.1人 720	0.1人 720	0.1人 720	0.1人 720	
フルコスト(A)+(B)	1,052	1,053	1,052	1,052	

事務事業の評価(Check)

判断の基準(該当項目に○をつけてください)		備考欄(特記事項)
必要性	法律で実施が義務付けられている事業	女性の悩み全般を法律で解決することにより、女性の権利を擁護する。また、相談の中からDVやセクハラ等の問題の発見にもつながる。
	受益の範囲が不特定多数の市民に及び、サービス対価の徴収ができない事業	
	市民が社会生活を営むうえで必要な生活環境水準の確保を目的とした事業	
	市民の生命、財産、権利を擁護し、あるいは市民の不安を解消するために必要な規制、監視、指導、情報提供、相談等を目的とした事務事業	
	個人のみでは対処し得ない社会的・経済的弱者を対象に、生活の安定を支援し、あるいは生活の安全網(セーフティネット)を整備する事業	
市民にとっての必要性は高いが、多額の投資が必要、あるいは事業リスクや不確実性が存在するため、民間だけではその全てを負担しきれず、これを補完する事業		
民間のサービスだけでは市域全体に望ましい質・量のサービスが確保できず、これを補完・先導する事業		
特定の市民や団体を対象としたサービスであるが、サービスの提供を通じて対称者以外の第3者にも利益が及ぶ事業		
国や県、民間が同様のサービスを提供している。		
事業開始からの目標・目的を概ね達成している。		
事業の対象や環境の変化により、事業ニーズが薄れていない。		
【○をつけた場合、ニーズの具体的内容、根拠となるデータ等判断理由】		
財政状況を考慮し、事業を休廃止した場合、市民生活への影響は大きい。		
【○をつけた場合、影響の内容及び判断理由】		
有効性	事務事業の継続、達成度や実績を高めることで成果指標の向上が期待できる。	○
	基本施策の目的を実現するために現在の事務事業の内容は適切であり、基本施策に対して貢献度も高	○
	サービス水準や対象を見直す余地がある。	
達成度	当初設定した計画を 100% 実施している。	【計画に遅れが生じている場合、改善策】
	予算の繰越の有無 無	
	【予算の繰越がある場合、繰越の種別】	
効率性	他の事業主体の活用、事業移管が可能である。	
	基本施策の中で類似・重複する事務事業がある。	
	【事業名】	
	受益者負担を求めることができる事業である。	
	全体コストにおける負担構成は適正である。	
	コストに見合った効果となっていない。効果を絞り込むことでコストを削減する余地がある。	

昨年度の評価結果に基づく改善策への取り組み状況

改善策	女性弁護士相談は隔月で実施しており、それ以外に相談があれば他の相談所を紹介している。なお、行政サイドでできる相談については、担当者が研修会等に参加し研鑽を積み、また、関係機関と連携を図りながら対応している。
昨年度の取組状況	【状況】 計画のとおり進んでいる 【詳細】 女性弁護士相談は隔月で実施しており、それ以外に相談があれば他の相談所を紹介している。なお、行政サイドでできる相談については、担当者が研修会等に参加し研鑽を積み、また、関係機関と連携を図りながら対応した。件数が少し減少したが、女性相談員が対応できる相談が多かったと考えられる。

今後の方向性(Action)

評価者氏名 (担当課長)	大橋 久和
事業の方向性	【方向性】 現状維持 【理由】 相談業務については、本来ニーズのあるなしにかかわらず相談窓口を開設しておく必要がある。現在では法律相談のニーズがあるので、継続したい。
現時点における課題、その他	女性弁護士による専門的な法律相談については、相談日が決まっているため、タイムリーに対応できていない現状もある。
課題、その他に対する改善策 (いつまでに、何を、どうする)	女性弁護士による相談日を増やすことは困難だが、現在の水準は最低限維持していきたい。なお、担当職員が研修等により資質向上に努め、関係機関と連携していくとともに女性相談員による相談体制の充実に努める。